2026年11月11日

各 位

上場会社名　極東開発工業株式会社
代表者　取締役社長　布原　達也
（コード番号　7226）
問合せ先責任者　管理本部法務広報部長
藤本　丈司
（TEL　06-6205-7826）

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月11日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の実施を決定し、本制度に基づき、下記のとおり、極東開発従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．処分の概要

(1) 処分期日	2027年2月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　71,747株（注）
(3) 処分価額	1株につき2,097円
(4) 処分総額	150,453,459円（注）
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法による （極東開発従業員持株会　71,747株） なお、各当社従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

（注）「処分する株式の種類及び数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員1,153名に対して、当社が定める従業員等級に応じて規定する1名あたりの付与株式数（パターンA：最大6名・最大300株、パターンB：最大60名・最大200株、パターンC：最大154名・最大105株、パターンD：最大429名・最大53株、パターンE：最大410名・最大42株、パターンF：最大94名・最大32株）に応じて付与するものと仮定して算出した処分数及び処分価額の総額であり、本自己株式処分の処分数及び処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の本制度に同意する当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、人的資本を高めるための取り組みの一環として、本持株会に加入する当社従業員のうち、対象従業員に対し、本持株会を通じた当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（当社普通株式）の取得機会を創出することで、対象従業員の福利厚生の増進及び財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を実施することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象従業員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS 持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記 1. の（注）に記載のとおり後日確定する見込みでありますが、最大値として 71,747 株を本持株会に対して処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、かかる最大値を前提とした場合、2026年9月30日現在の発行済株式総数 40,150,000 株に対し 0.18%（小数点以下第 3 位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。）であり、2026 年 9 月 30 日現在の総議決権数 384,436 個に対し 0.19%です。

本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生することを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間　2027年2月1日（以下「本処分期日」という。）から2029年11月30日まで

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が2026年4月1日から2027年3月31日までの期間（以下「本権利確定期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の従業員（契約社員除く）の地位にあったことを条件として、本持株会の保有に係る本割当株式のうち、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点の翌営業日に、譲渡制限を解除する。

（3）本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、本譲渡制限期間中に、定年その他の正当な事由（やむを得ない事由に基づかない自己都合によるものはこれに含まれない。）により、本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）した場合には、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（以下「退会申請受付日」という。）における対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式に、2026年4月から退会申請受付日を含む月までの月数を本権利確定期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、退職日を以て本譲渡制限を解除する。

（4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点の翌営業日又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

(6)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の本譲渡制限を解除する。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 11 月 10 日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 2,097 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第 3 位を四捨五入)は次のとおりとなります。

期間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月 (2026 年 10 月 13 日～2026 年 11 月 10 日)	2,115 円	−0.85%
3ヶ月 (2026 年 8 月 12 日～2026 年 11 月 10 日)	2,226 円	−5.80%
6ヶ月 (2026 年 5 月 11 日～2026 年 11 月 10 日)	2,232 円	−6.05%

2026 年 11 月 11 日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役 5 名全員(うち社外の監査等委員である取締役 3 名)は、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度の実施を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

（ご参考）

【本制度の仕組み】

① 当社は、持株会に加入資格のある会員に本特別奨励金として金銭債権を付与します。

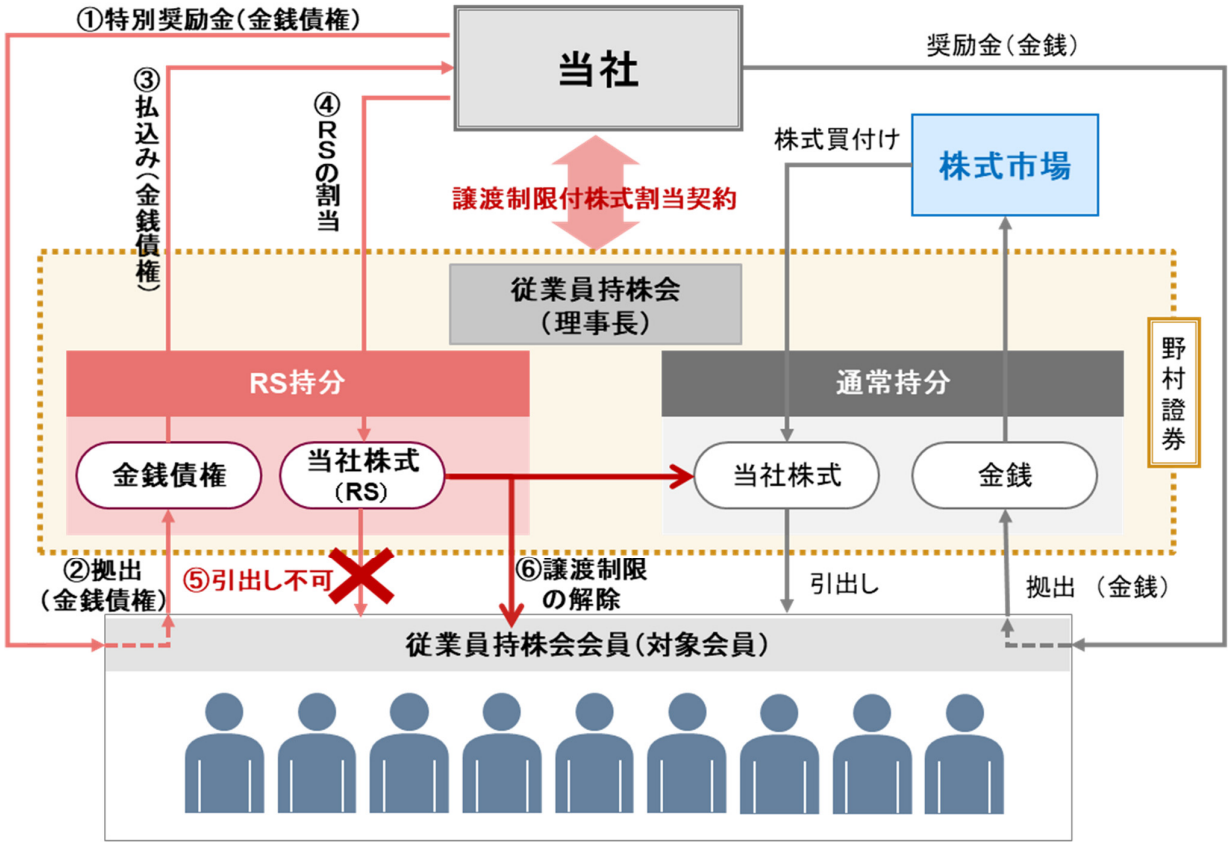
② 本制度に同意した対象会員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。

③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。

④ 当社は、本持株会に対して本割当株式を割り当てます。

⑤ 本割当株式は、野村證券株式会社を通じて、本持株会の RS 持分口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。

⑥ 譲渡制限解除後は本持株会の通常持分と同様に本割当株式を引出すことができます。



以 上